

事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進支援事業 審査会設置要領

(設置)

第1条 「事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進支援事業」の円滑な実施を図るため、事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進支援事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課長

(2) 前号に掲げる者のほか、審査委員長が必要と認める者

2 審査委員長は秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課長をもって充てる。

3 審査委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 審査委員長に事故のあるときは、あらかじめ審査委員長の指名する者がその職務を代理する。

5 審査委員に事故のあるときは、あらかじめ審査委員の指名する者がその職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について処理する。

事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金の審査に関すること。

(審査会の開催等)

第4条 審査会は、審査委員長が招集する。

2 審査会は非公開とし、審査会の出席者は書面及び議事の内容を他に漏らしてはならない。

3 審査委員長は、必要に応じて審査委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことが出来る。

(審査方法等)

第5条 審査委員会は、第3条に定める所掌事項について、別に定める審査要領に基づき、審査を行う。

(事務局)

第6条 事務局を観光文化スポーツ部観光戦略課内に置く。

附 則

本要領は令和7年7月24日から施行する。